

令和7年鉾田市農業委員会5月定例総会議事録

日 時	令和7年5月23日（金）午後2時00分					
場 所	市役所 2階 大会議室					
出 欠 状 況	番 号 氏 名		出欠	番 号 氏 名		出欠
	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出
	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出
	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出
	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出
	5番	村上 勝信	欠	17番	本沢 千代	出
	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出
	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出
	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出
	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出
	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出
	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出
	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
	事 務 局	花塚局長 海老原局長補佐兼係長 三島係長				
議 長	6番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	7番 菅谷 卓司 8番 関根 薫					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について 議案第 2 号 地域計画の変更に対する意見決定について 議案第 3 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について 議案第 5 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について 議案第 6 号 現況証明書の交付について 議案第 7 号 農地改良協議に対する同意について 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決					

	定について 議案第 9 号 最適化活動の実施状況及び点検・評価について 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 4 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について 報告第 5 号 農地法制限除外の届出について そ の 他 （開 会） 事務局 定刻前でございますが、本日出席予定委員さんがそろっておりますので、令和 7 年銚田市農業委員会 5 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。 会長 どうも、皆さんこんにちは。田植えのほうも一段落したことだと思います。それと、やはり今メロンの最盛期に入ってきております。あとサツマイモとジャガイモの収穫が、もう少したったらばできるような、農家にとってはこれから非常に忙しい毎日が送られると思っております。非常にこのような忙しい中、皆さんにこういう農業委員会の定例総会に参加、出席くださいますと本当にありがとうございます。 今朝のニュースでも、メロンが旭村で 120 個とか盗まれたような、そんな話もありました。それにはやはり防犯カメラを設置して、幾らかでも見回りの回数を多くするなりという話が報道されておりましたけれども、見回りの回数を多くしたのでは、夜寝る時間もなくなってしまって、昼間の仕事にも支障を来すのではないかなと思います。やはりそういうときには、幾らかでも警察の方がパトカーの赤いランプを回して入ってくるぐらいでも違うのではないかなと思っておりますので、せっかく作ったメロンが一晩にして 120 個もなくなるということは、非常に農家にとっては残念で、非常に悲しいのではないかなと思っております。 それと、それに引き換えて毎日のようにテレビ、新聞では米の備蓄米を放出して値段を安定化させて下げる話をしておりますけれども、農家の意見のほうは、ほぼ 30 秒かそこらで出て大体終わっ
--	--

てしまって、値段の高い話ばかりしていて、農家が1年かけて田んぼを作る稲作、作って米を収穫するまでにはどれだけの人件費と費用がかかるということは全く報道されておりません。やはりこれは、農家のほうのことを、昔からこういうことを私が言ったら、まだマスコミがないからいいようなものの、昔のことわざで百姓、畜生、不満症ということわざがあったのですが、本当に百姓と言うけれども、今農家の人が出られないような政策ですよ、ずっと考えてみたって。農家で買うものは全て値段を決めて、農家が売るものは自分で値段を決められないでいるということは、非常にこれはやはりそういうことで、もう少し農家がこの辺で値段を上げられれば非常にいいかなと私も思っております。

今日の新聞もちょっと私、記事が長いですから切り抜いて皆様に、「いばらき春秋」というやつで、ちょっと読みます。「中山間地で田畑を守る高齢農家から手紙を頂いた」という、茨城新聞社のほうに届いております。「食糧難の終戦直後、くわを振り山あいの田んぼを耕した。「たとえ一時でも国民の食生活を支えたことは誇り」と胸を張った。高度経済成長期、国は減反政策を導入。出穂の前に根の首を切る青刈りをさせられ、あのととき農民は皆が、いつか罰が当たらなければよいなと怒ったと振り返った、時代は移り、跡継ぎは職を求めて農村を離れ、担い手のない農地は自然に返すほかない。実態を知らない役人は、耕作放棄地などと勝手なことを言う。農家の責任だと言っているようだ。やり場のない怒りと諦めが文面から伝わってくる。そんな農家の気持ちを踏みにじる失言が、農政トップから飛び出した。消費者、農業に携わる全員が口あんぐりである。手紙の主なら、おめえ、ちょっとここ足りないんじゃないのけとぐちが出るほどです。小泉新農林大臣、米価抑制について、速やかに結果を出すと表明した。参議院選を控え、有権者の関心事に注力するのは仕方がない。されども、今後は農政大臣に、瑞穂の国を長年支えてきた農家が将来の希望が持てるように、農政の立て直しをお願いしたい。小手先の改革でポーズを取られては困る」という、こういう茨城新聞の記事が載っておりました。やはりこの新聞記者も農家の味方だなと思っております、皆さんにこれを少し、全部が全部農家をいじめているのではなくて、農家の味方になってこういう記事を書いてくれる新聞記者もいるということは非常にいいことだし、その手紙が届いてこの新聞に載るということは非常にいいことだと思っております。

やはり国の主食であり、輸入米に頼っていたのではやはり駄目ということで、備蓄米を放出して、その備蓄米は日本国民が3か月しかもたないそうです。中国は1年半もつそうです、備蓄米が。それほど中国は蓄えている。日本は3か月で終わってしまうそうです。だけれども、やはり米が足りない、足りないと言うことのないよう

	に、農家がやっぱり安定して人並みの生活が送れるような、そんな値段がやはり我々に求められていると思っております。 28日に東京のほうに局長と、茨城県選出の国会議員の方々と会って、懇談会を1時間半ちょっと話ししてきます。やはりこの記事を持って行ってよく見せて話しして、小泉農林水産大臣が3,000円以下で抑えるような話をしているけれども、農家の苦しみは、米は1年たたないと取れないのだと。そういうことを、やはりどれだけ肥料が高くなって人件費が高くなって機械が高くなってということが分からないということ。やはりそういうことも、もう少し国会議員に分かってもらいたい。 参議院選挙の前に、小手先だけの話では駄目だということをこの記者も言っていますけれども、全くそのとおりでございますから、やはりそういう県の選出の国会議員にそういう話を言ってこようと思っておりますので、幾らでも減反政策したが、今は田んぼも耕作放棄地を少なくなって、去年は幾らか増えたような感じでおりますけれども、値段が下がってしまったから、また来年からは作る人が少なくなってしまう。ということで、そういう話をきちんとしてきたいと思いますので、皆さんもそういう気持ちでこれからの銚田市の農業政策には農地を守るということで、第一の使命でございますので、今後もひとつ引き続きそういう皆さんで協力し合いながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。 では、これから慎重審議のほう、またよろしくお願いします。
事 務 局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事の進行を飯岡会長にお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。ただいまの出席委員は23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会5月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。

議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、7番 菅谷卓司 委員、8番 関根薫 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 5番、村上勝信委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号8番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局		番号1番から番号8番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては8件、地目につきましては、全て畑で、計8筆。面積は3万6,162平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買6件、使用貸借1件、代物弁済1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。

議長 伊藤美智男委員	それでは、番号１番について地元委員の説明を求めます。 ２番、伊藤です。申請番号１番についてご説明いたします。 借手、■■■■さんと貸手、■■■■さんは親子の間柄でございます。現在、営農型太陽光発電設備の下でサカキを耕作しております。令和元年に既に許可済みの案件であり、３年ごとの更新で、今回は２回目の更新になります。以上のような理由から、借手の■■■■さんは農作業に常時年間１５０日以上従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第３条第２項の権利移譲に係る許可要件について問題ないと思われしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議長 大貫修一委員	続きまして、番号２番について地元委員の説明を求めます。 ４番、大貫です。よろしくお願いします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんの間で代物弁済の話がまとまりましたので、ご報告したいと思います。■■■■さんは、１３３アールの経営規模があるということですので、何ら問題ない案件だと思いますので、よろしくお願いしますと言いたいところですが、詳しく説明したいと思います。 ■■■■さんと■■■■さんは、義理のいとこだそうです。■■■■さんという方は、■■■■の方でありまして、昔はキヤリングなんかあたりで盛大に芋作りなんかをやっていたそうなのですが、■■■■さんも５町歩ぐらい昔はやっていて、買っていたいていてやっていたことがあったら、この前はおっしゃっていました。それで、■■■■さんが風のうわさで破産したという話を聞いていましたが、今はあそこの自宅をかなり家ががたがたの状態でありまして、親戚の皆さんが助けてやっていたそうなのですが、今は脳梗塞になって高齢者住宅にお世話になっているということであります。 ■■■■さんは、８０歳になりまして、腰が痛くて、俺は２回も手術して仕事できないのだよということで、孫がやっていて、外国の人と一緒にやっていて、何とかやっていけるということです。畑のほうは、代物弁済の畑というのは■■■■か、国道５１号の脇、■■■■ではなく、あれは■■■■か、■■■■の会社がありまして、そこを左に入って１００メートルくらい入ったところにありまして、あまり畑としては、いいのですけれども、先が見えないほど長くて、幅が狭くて、あまりいい畑ではないなと思って回転場所なくて、大

	変だと思っているのですけれども、俺の知らないうちに誰かが作っていて、■■■■住まいのやろうかなということでしたのですけれども、何回行っても会えないで知らない人に作られてしまったのだと、そういうよめいごとをしていたのですけれども、この間その土地これは10年以上前にこの場所は2人の貸し借りがあって、10年以上前だから一応10年たっているから、なかなか書類等大変だということもありましたけれども、うまくこのたび話がまとまりまして、あとは農業委員会が通れば自分のものになるという話です。 ■■■■さんと話して、大体のことは皆さんにお話ししましたが、別に何の問題もないということで、よろしくご審議ください。ありがとうございました。
議長 草野克信委員	続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。 14番の草野です。3番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは兄妹で、■■■■さんは■■■■さんの兄に当たります。■■■■さんは、■■■■さんの畑を25年くらい借りて耕作しており、今回経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったそうです。■■■■さんは、周年でインゲン、シュンギク、ホウレンソウなどを栽培している専業農家です。取得後は葉物野菜を栽培するそうです。以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 齊藤新一委員	続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。 19番、齊藤です。申請番号4番についてご説明します。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは隣地区でご近所です。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったそうです。■■■■さんは、元高校の教師で、定年後就農し、10年ぐらいいなります。現在は、奥さんとアルバイトと3人で野菜を全般作っています。その作った作物は、■■■■■などに出荷しています。このたび野菜を増産するため申請地を取得したということでございます。また、■■■■さんは民生委員の会長などをして地域に貢献しています。農作業も年間300日ぐらい作業しています。以上のような理由から、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長 山口正重委員	続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。 23番、山口です。申請番号5番についてご説明いたします。

	譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■、■■■■さんと、このたび振興公社を通して農業経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、ニラなどを中心とした農家であり、ニラを増産するために申請地を取得したいということでございます。譲受人は、農作業に年間200日以上従事しており、また雇用人も使っており、別に問題ないと思われます。取得後も耕作の事業を行うと認められ、問題もないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長 菅谷卓司委員	続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。 7番、菅谷です。申請番号6番について説明を申し上げます。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび農業経営規模拡大のため、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、大根、キュウリなどを作付しており、熱心に取り組んでおられます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議長 菅谷美尚委員	続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。 22番、菅谷です。7番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは知人を介しての知り合いだとのことです。■■■■さんは、荒らしてしまった農地を知人に誰か買い取ってくれる人はいないかと相談したところ、■■■■さんの自宅が近いため、■■■■さんに買い取ってもらう話がまとまったそうです。■■■■さんは、荒れた農地なのですが、整備してサツマイモを作付したいとのことです。円満に売買がまとまったとのことです。ので、問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。
議長 井川栄委員	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。 15番、井川です。8番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんは、このたび農業経営の規模拡大ということで、■■■■の特例事業として売買の契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さん

	は、カンショ、ここにミニトマト等も書いてありますけれども、カンショ専門、専業農家でございます。お父さんは72歳で、■■■さんは後継者でございます。若手の後継者ということで、何ら問題はない案件でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長	それでは、番号1番から番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号8番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1から番号8番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第2号 地域計画の変更に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第2号 「地域計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	令和7年5月2日付銚農振第81号で地域計画の変更認可について、意見を求められております。土地につきましては、議案書3ページのとおりとなっております。申請件数4件、筆数4筆、面積2,187.62平方メートル、申請目的につきましては、自己住宅、太陽光発電設備でございます。意見書(案)につきましても記載のとおりでございます。令和7年5月23日、銚田市農業委員会

		会長，飯岡政一。 以上でございます。
議	長	それでは，これより質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第2号 地域計画の変更に対する意見決定について，原案のとおり決定することに，ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議ないものと認め，原案のとおり決定いたします。 （議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可について）
議	長	続きまして，議案第3号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番，申請地，XXXXXXXXXX，地目，畑，面積258平方メートル。申請人，XXXXXXXXXX，XXXX。転用施設，自己住宅44.71平方メートル。事由，現在居住している住宅が手狭のため，敷地と隣接する申請地に自己住宅（隠居）を建築したい。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員		19番。齊藤です。申請番号1番について報告いたします。

事務局	番号2番, 申請地, [REDACTED]の一部, 地目, 畑, 面積325平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 寄宿舍119.24平方メートル。事由, 現在の事務室兼寄宿舍を取り壊し, 隣接地に新たに寄宿舍を建設する。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	12番, 菅谷です。2番について報告いたします。 場所については, 地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さんお願いいたします。集団的に存在する農地の地域にあるが, 既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張であるため, 例外的に許可できると判断いたしました。農地区分は第1種と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。
議長	それでは, 続きまして, 地元委員の説明を求めます。どうぞ。
石田一博委員	11番, 石田です。現況調査員さん, ご苦労さまでした。番号2番についてご説明いたします。 申請地図は, 1ページ右側です。場所は, 銚田市[REDACTED]国道51号, 農業振興センター入り口信号を西に2キロぐらいのところで, [REDACTED]の自宅の脇です。申請人の[REDACTED]さんは, イチゴ栽培をされております。申請地に寄宿舍を整備するとのこと。問題はない案件と思われるので, よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは, 番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	それでは、異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について)
議 長	続きまして、議案第4号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	許可を受けた土地、[REDACTED]、畑、954平方メートル。転用事業者、変更前、[REDACTED]、[REDACTED]。変更後、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、太陽光発電設備3,785.6平方メートル。事由、太陽光発電の事業を譲渡したことによる事業者の変更をしたい。当初許可年月日、令和2年9月25日。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員	19番、齊藤です。申請番号1番について報告いたします。 去る5月15日に12番、菅谷委員、16番、城田委員、19番、齊藤と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図2ページの左側にございます。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、申請地が事業に必要な総面積の3分の1であるため、例外的に許可できるとしました。農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として計画変更の承認は可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。

伊藤美智男委員	2番, 伊藤です。現況調査員の皆さん, ご苦労さまでした。申請番号1番についてご説明いたします。 申請地は, 地図2ページの左側です。場所は, 郵便局から県道8号線を小川方面へ向かって約600メートルぐらい行ったところの左側です。が太陽光発電事業の継続が困難になったということで, が事業を継承するということです。問題ない案件と思われますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは, 番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。はい, どうぞ。
箕輪美代子委員	9番, 箕輪です。内容についての質問ではなくて, 位置環境のところで申請地の事業に必要な総面積の3分の1で, その前の質疑のときにこの当該敷地面積の2分の1とあったので, その違いをちょっとお聞きしたいのですけれども。
議長	事務局, どうぞ。
事務局	今委員さんからご質問あったかと思うのですが, まずこれ両方とも1種農地に該当している農地区分なのですから, 例外規定というのがそれぞれございまして, まず自己住宅のケースの場合は2分の1の敷地拡張というのは, 既にもう既存の敷地がある場合, 申請地に隣接している土地が例えば今回宅地ということで, 既存の敷地の面積をまずざっと何平米かというのを確認して, それに対してその面積の2分の1。例えば既存の敷地が1,000あった場合は, 2分の1以内ということなので500になって, 例外的に許可できるという許可の例外規定がございまして。 もう一件のほう, 今回ののほうですね, との事業継承のほうについては, 当時こちらは議案書にもありますとおり, 令和2年に許可をさんのほうが取った際に, こちら農地以外に山林が1,247平米ありまして, 農地部分については954平米ということで, 全体の面積が1万2,001平米という形になります。これからやろうとする事業で, 既存の敷地とかそういうのも全然ない状態ですね。新しく事業を行うといった場合のケースで, こちらも許可の例外規定として, 全体の面積に対して農地分として使える面積が3分の1以内であれば例外的に許可できるという許可の例外規定が, また別にございます。その当時, その許可の例外規定を当てはめて許可をしたということになっております。

箕輪美代子委員	分かりました。
議長	そのほかどうですか。質疑ありますか。 (質疑なしの声あり)
議長	それでは、質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号1番を申請どおり承認することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり承認することに決定いたします。 (議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議長	続きまして、議案第5号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、権利、使用貸借。申請地、XXXXXXXXXX， 地目、畑，面積496平方メートル。使用借人，XXXXXXXXXX， XXXXXX，XXXXXX。使用貸人，XXXXXXXXXX，XXXXXX。転 用施設、自己住宅79.49平方メートル。事由、現在祖父の家に 同居しているが、子供が生まれ手狭なため、申請地に自己住宅を建 築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきた いと存じます。 以上でございます。
議長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
城田俊男委員	16番、城田です。5条1番について報告いたします。

事務局	番号2番, 権利, 賃貸借。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積954平方メートル。賃借人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。賃貸人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 太陽光発電設備3,785.6平方メートル。事由, 申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員	19番, 齊藤です。申請番号2番について報告します。 この案件は, 先ほど計画変更で協議していただいた土地と同じです。場所については, 地図3ページの左側になります。詳細につきましては, 地元委員さんお願いします。申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが, 申請地が事業に必要な総面積の3分の1であるため, 例外的に許可でき, 農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, 報告いたします。
議長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
伊藤美智男委員	2番, 伊藤です。現況調査員さん, ご苦労さまでした。申請番号2番についてご説明いたします。 5条計画変更でもご説明いたしましたように, 申請地は地図3ページの左側です。場所は, [REDACTED]郵便局から県道8号線を西方向に約600メートルぐらい行ったところの左側です。[REDACTED]が太陽光発電事業の継続が困難になったということで, [REDACTED]が事業を継承し, 土地所有者の[REDACTED]さんと賃貸借契約をするとのこと。問題ない案件と思われるので, よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議長	それでは, 番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。はい, どうぞ。
大貫修一委員	4番, 大貫です。先ほども箕輪さんが何か質問していましたが, よく理解できなかったの, もう一度再質問したいと思います。 これ第1種農地なのですから, 営農型太陽光でなくても大丈夫だったのですか, これ。

事 務 局	営農型太陽光……
大貫修一委員	第1種農地でしょう、これ。
事 務 局	そうです、はい。
大貫修一委員	第1種農地の場合は営農型でないと駄目だね。
事 務 局	ではないです。第1種農地は営農型でないと駄目というのがあるのですけれども、今回の太陽光というのは、これは営農型ではない。
大貫修一委員	3分の1とか、3分の2が山林だから大丈夫なのか。
事 務 局	そうです。そういうことです。
大貫修一委員	初めて聞いた、その話。
事 務 局	なかなか見ないケースだと思うのですが、第1種農地に該当した場合、農地部分として使える面積。だから、基本的には農地だけで申請するケースが結構多いかなと思うのですが、ほかの非農地と一体的にご利用する場合に使える例外規定として、農地区分の面積が3分の1以下であれば使えるという例外規定があります。そこに当てはめて許可したということです。
大貫修一委員	最近例外規定が多いですけれどもね。何か余っていると山林を狙って農地を太陽光にしている可能性があるのではないかなと思ってちょっと不満ですけれども、では3分の1だったらいいということで。
事 務 局	はい。
大貫修一委員	すみませんね、箕輪さん。さっき質問したのに。どうもありがとうございました。分かりました。
議 長	3分の1と今言いましたけれども、やはりこういったことは、こういうところで議論して初めて分かることであって、議論しないと、やっぱりそのまま、後で気がついてからでは、やっぱりあれっと思うことがある。やはり農地にアパートを建てるときも、最初は一戸建てしか建てられないという、前規約があったと思うのですけれども、5棟建てた場合にも、やっぱりそれが5棟が全て売

	ればいいとか何とかというような規定が後からできたけれども、あれは許可できるようになってしまったものね。
事務局	そうですね。
議長	そういうことは、最初の頃はなかったのだものね。1年に1棟ずつだったのだけれども、だからやっぱりそういうような、我々が分からないようなものは、やっぱり業者というのはそういうことを本当に調べて申請を上げてきますから、やはり皆さんでここら辺で農地を守るためには、注視しながらひとつやっていきたいと思います。そういうことでお願いいたします。 それでは、2番について質疑どうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議長	では、質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号3番、権利、賃貸借。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積505平方メートル。同じくXXXXXXXXXX、地目、畑、面積642平方メートル。計2筆、1、147平方メートル。賃借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、資材置場1、147平方メートル。事由、高速道路の植栽工事に伴い、樹木材料等の仮置場として一時的に利用したい。令和7年5月30日から令和9年5月29日までの一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。

城田俊男委員	16番, 城田です。5条3番について報告します。 場所につきましては, 地図3ページ右側です。詳細につきましては, 地元委員さんをお願いします。申請地は集団性の低い農地であり, 農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。
議 長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
長峰克巳委員	20番, 長峰です。現地調査員の皆さん, 大変ご苦労さまでした。番号3番についてご説明いたします。 申請地は, 地図3ページの右側になります。[REDACTED]の, ちょうど裏側になります。申請人, [REDACTED]さんと, 土地の所有者である[REDACTED]さんは知人の間柄でございます。このたび申請地に樹木材料等の仮置場として一時的に利用したいということで, 賃貸契約が円満にまとまったということでございます。一時転用期間は2年間でございます。問題ない案件と思われるので, よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは, 番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして, 番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番, 権利, 使用貸借。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積492平方メートル。使用借人, [REDACTED], [REDACTED]外1名。使用貸人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 自己住宅107.52平方

議 長 城田俊男委員	メートル。事由、現在アパートに住んでおりますが、手狭なため、申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 現況調査員の調査報告を求めます。
議 長 荒野信寿委員	16番、城田です。5条4番について報告いたします。 場所につきましては、地図の4ページ左側になります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いします。申請地は集団的に存在する農地の区域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できる第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長 荒野信寿委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 3番、荒野です。現況調査員さん、ご苦労さまでした。番号4番についてご説明申し上げます。 申請地は、地図4ページの左側でございます。場所につきましては、 、 の近くでございます。申請人は さんと さんです。このたび さんの父親である さんの土地に自己住宅を建築したいとのことで申請がございました。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。

議 長 事 務 局	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号5番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]の一部、地目、畑、面積841平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農家住宅120.90平方メートル。事由、現在家族5人でアパートに住んでおりますが、手狭なため、申請地に農家住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 菅谷幸子委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 12番、菅谷です。5番について報告いたします。 場所については、地図4ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、宅地、山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長 関根薫委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 8番、関根です。現地調査員の方、ご苦労さまでした。5番について説明いたします。 地図4ページ右側中央にあり、国道51号線合戦場交差点より海岸線、[REDACTED]、[REDACTED]地内に入り、[REDACTED]に向かって手前に120メートルくらい行った場所にあります。申請地は、[REDACTED]の一部の畑841平米にはなっております。渡人、[REDACTED]さん、受人、[REDACTED]さんは親子関係でございます。現在5人でアパートに住んでおりますが、手狭なために申請地に農家住宅を建築したいということです。[REDACTED]さんは、主にミズナ、ホウレンソウ、コマツナなどを中心に行っている農家さんであり、若手の中心的な存在でございます。今回500平米を超えていますが、トラクター、軽車両多数ありまして、幅も広く取ったようです。問題ないと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議 長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号6番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積1,786平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積190平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積524平方メートル。計3筆、2,500平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、貸店舗用地170.90平方メートル。事由、不動産業を営んでおりますが、申請地は主要幹線道路に面しており、貸店舗の需要が多く見込まれるため、譲り受けて貸店舗用地を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 城田俊男委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 16番、城田です。5条6番につきまして報告いたします。 場所につきましては、地図5ページの左側です。詳細につきましては、地元委員さんをお願いします。申請地は、宅地、山林に囲まれ集約性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見としては可と判断しましたので、報告いたします。
議 長 海老原康廣委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 13番、海老原です。番号6番についてご説明いたします。 現地調査員のご報告のとおりでございます。現地調査員の皆様、どうもご苦労さまでした。場所は、地図5ページ左側です。鉾田市

議 長	区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告します。
伊藤美智男委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 2番、伊藤です。現況調査員さんにはご苦労さまでした。申請番号7番についてご説明いたします。 申請地は、地図の5ページの右側です。場所は、■■■■の南側で、■■■■小学校から南へ市道を500メートルぐらい行ったところの右側です。先ほど3条でもご説明しましたように、借手、■■■■さんと貸手、■■■■さんは親子の間柄でございます。令和元年に営農型太陽光発電で許可しており、前回1回目の更新は令和4年に許可されています。今回が2回目の更新になります。下部の農地であるサカキも順調に成長しており、収穫も現在行われております。出荷もしております。問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議 長 箕輪美代子委員	それでは、番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。 9番、箕輪です。前の案件にもあったのですがけれども、このサカキを売ったそういう報告書とか、販売先というのは、これは委員会のほうで確認はしているのでしょうか。
議 長 事 務 局	事務局、どうぞ。 ご質問ありがとうございます。毎年2月末に営農型太陽光申請人の方から状況報告、作物の状況報告というのを提出いただいております。■■■■さんについてもこのサカキというのが収穫までに約5年程度かかるということで、令和元年の頃に許可しているので、収穫できるようになったのが大体5年後の令和5年ぐらいから収穫ができるようになっておりまして、出荷のほうも銚田市内の■■■■さんというところに出荷しているということで報告のほうは上がっております。 以上です。
箕輪美代子委員 議 長	分かりました。 これ出荷は、確認申請出してやったけれども、この申請出したと

事務局	きにどのくらい取れて、どのくらいの金額で、2つともそういう詳細は。 収量についてもご提出いただいています。手元に今ちょっと収穫の何キロとかというのが今ないのであれなのですが、平均の地域の収量の8割を超えるように出しているというので、今その数値を見ると8割を超えているような状態でご提出をいただいています。
議長	はい、分かりました。 そのほか質疑のほうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号7番を申請どおり許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、番号7番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。
	(議案第6号 現況証明書の交付について)
議長	続きまして、議案第6号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、届出地、XXXXXXXXXX、台帳地目、畑、面積1,785平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。変更年月日、平成11年6月1日以前、確認年月日、令和7年5月15日。非農地証明となります。

	以上でございます。
議長 菅谷幸子委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 12番、菅谷です。1番について報告いたします。 去る15日に16番、城田委員、19番、齊藤委員、そして私と事務局の方で現地調査を行いました。場所については、地図は6ページの右側の位置となります。現地確認したところ、現在ぼさと草が背丈くらい現在ありまして、とても畑という状態ではなかった状態です。平成11年から、既に非農地としてなっている状態でありました。3人の総合意見として、非農地証明の交付は可と判断いたしましたので、報告いたします。
議長 菅谷卓司委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 7番、菅谷です。現況調査員の皆様、お疲れさまでした。申請番号1番についてご説明いたします。 申請人、 さん、申請地は地図番号6ページの左側でございます。場所は、 の 地区、国道51号線 さんがございまして、その交差点を東側のほうへ50メートルくらい入ったところでございます。現況は山林状態でございます。平成11年頃から20年以上経過しているとのことでした。問題ない案件と思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。
	番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	番号2番, 届出地, [REDACTED], 台帳地目, 畑, 面積1,686平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。変更年月日, 平成13年月日不詳, 確認年月日, 令和7年5月15日。非農地証明となります。 以上でございます。
議長 菅谷幸子委員	それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。 12番, 菅谷です。2番について報告いたします。 場所については, 地図6ページの右側の位置です。現地確認したところ, 現在建物が建っている状態でありました。平成3年から, 既に直売所として使用していたとのことでした。3人の総合意見として, 非農地証明の交付は可と判断いたしましたので, ご報告いたします。
議長 菅谷卓司委員	それでは, 地元委員の説明を求めます。 7番, 菅谷です。申請番号2番についてご説明いたします。 申請人, [REDACTED]さん, 申請地は地図6ページの右側でございます。場所につきましては, [REDACTED]の[REDACTED]地区, 国道51号線沿いにあります直売所, [REDACTED]の建物でございます。現況は建物のほうになっておりまして, 平成13年頃から20年以上経過しているとのことでございます。問題ない案件と思いますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに, 決定いたします。

議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号3番、届出地、 XXXXXXXXXX 、台帳地目、畑、面積875平方メートル。申請人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXX 。変更年月日、平成13年月日不詳、確認年月日、令和7年5月15日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	12番、菅谷です。3番について報告いたします。 場所については、地図6ページの左側の位置になります。現地確認したところ、現在駐車場ということで、平成13年頃から既にある状態でした。3人の総合意見として、非農地証明の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
菅谷卓司委員	7番、菅谷です。申請番号3番についてご説明をいたします。 申請人、 XXXXXX さん、地図7ページの左側でございます。場所は、 XXXXXX 、 XXXXXX の北側のところでございます。現況は、直売所の駐車場として利用しており、平成13年から20年以上経過している案件でございます。問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議 長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
箕輪美代子委員	9番、箕輪です。これは3番だけでなく、1、2番の現況証明書についてちょっとお聞きしたいのですけれども、現況証明書の交付をして農地から宅地とか雑種地、山林に転用する場合に、これを現況証明書を交付しないで、ここに提出しなければ、自分で法務局に行って、これは転用するのですよね。
議 長	事務局。
事 務 局	そうですね。今、箕輪委員さんからご質問いただいた件に関してなのですけれども、地目の変更というのが、今回のように農業委員会に非農地証明の申請をしていただいて、その非農地証明、今回農

	業委員会の総会で審議して許可となったものに対して証明書を申請人に渡す。申請人の方が法務局のほうにその証明書を持って地目変更するケースと、あとは直接法務局のほうに地目の変更を、農業委員会に行かずに申請して、その後、法務局のほうから農業委員会のほうに、許可とか出ていない案件だったりとか、そういったものがある可能性もあるかもしれないので、意見照会というのが来て、農業委員会がそれを、意見を法務局のほうに出して、その後地目が変わるという2種のパターンがございます。 農業委員会としましては、農業委員会の非農地証明だったり転用事実証明という、こういう現況証明を発行しているので、お客さんから相談があった場合は、法務局に行けば直接地目の変更はできますよという言い方はしないです。あくまで農業委員会のほうでの手続を踏んで地目変更のほうをしてくださというような形で、農業委員会の立場上、そういうようなことでお話しするようになりますので、そのように説明させてもらっています。
箕輪美代子委員	分かりました。
議長	今事務局の説明にちょっと、確かに2種類ありますけれども、前もこういった困った例があるのですよ。農地に太陽光発電を建ててしまっ、農業委員会の許可を得ずに法務局に行って、それも太陽光発電を建ててから5年か6年だったかな、たってからその建てた人、発電の事業者が法務局に行って申請を出して、それで許可を得て、法務局から現場確認に行ったらば、農地の中にもう既に建ててしまっている。それを果たしていいのかということで、法務局にそれではまずいのではないかとということで、私の名前で意見書か何か出したことあるよね。それは逆だっぺ。だって農地にもう太陽光発電を建ててしまっ、農業委員会の許可ももらわないで農地に建ててしまっ、五、六年たってから法務局に提出して、それで法務局から現地確認、農業委員会してやれば、もう建ててしまっ、売電やっているのだもの。それはちょっとおかしいのではないかとということで、それやっていたらば、だって農業委員会要らないべよ。そういうことを俺、ちょっと言ったことありますよね。ただいま箕輪さん、良い事を言われたけれども、やっぱり前もそういうことがあるのです。 だからこれ、今言われたように2種類がありますけれども、その2種類の法務局へ先に行かれてしまうと、事務局でも法務局がいつでもこれできますよということは一言も言わないと言うけれども、賢い人はそれをやってしまうのですよ。そうしたら、これは農業委員会通らなくても、もうできてしまっている。原状復帰果たしてできて、訴訟を相手が行って、それが通るか通らないかということに

	なってしまうのですよ。そういう事例があるかどうかといったら、事例ないのだね、調べたら。原状復帰するということ。取っ払って原状復帰して、それから許可を得てから、ちょっとやってくれということ。できないのだよ。それで、それを私らは農業委員会でそういう命令を出すことはできるのですけれども、果たして相手がそのまま、業者だから黙っていないよな。そうした場合に、訴訟を起こされた場合に、我々のバックの市の弁護士で対応できるかと思ったら、これはできるかどうか、相手の弁護士とうちの弁護士が裁判になってしまう。 そういうときに、国のほうでしっかり農業委員会を守ってくれなければ困るよということで、私国会議員にお願いしました。そうしたら、国会議員で農水省にそれ意見した、私テレビで見ましたけれども、そういうこともあるのですよ。だから、賢い人にはそういうことも、これからやられたらそういうものをやっぱり気をつけていなければ駄目だなと思っております。今の意見は参考にしてください。そういうことでございます。あまり俺が熱弁を、まあそういうことでございますので、今の質問は。 では、皆さん、採決する前に暫時休憩のほうを取りますので、ちょっとそういうことでお願いします。１０分間。 休憩 午後３時２０分 再開 午後３時２８分 議長 それでは、休憩前に引き続きまして、休憩を閉じて審議に入りたいと思います。 番号３番について、皆様の質疑のほう、そのほかあるでしょうか。私が言ったことは、事務局も説明したように悪い例ですから、これも窓口に教えてやってくれ。農業委員会にしろと言ったら、農業委員会に申請出さなくても法務局に出してやって、それで何でも通ってしまうからと言ってしまったら、それみんながやるとしたら農業委員会の意味が、役割がなくなってしまうから、本当は法務局もそれを受け付けては駄目なのだと言ったこともあるのですよ。けれども、そういうことでありますので。 そういうことでどうでしょう、質疑のほう。 (質疑なしの声あり) 議長 質疑なしと認めます。 では、これより採決をいたします。 番号３番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ござ
--	--

		いませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号3番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。 (議案第7号 農地改良協議に対する同意について)
議	長	続きまして、議案第7号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、届出地、[REDACTED]の一部、畑、2,900平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。事由、高低差解消。期間は令和7年11月30日までとなっております。 以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員		19番、齊藤です。申請番号1番について報告します。 さっきから言っていますけれども、5月15日に12番、菅谷委員、16番、城田委員、19番、齊藤、私と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図7ページの右側です。申請地は道路からかなり低い農地であり、道路と高低差がある農地の解消をするための行為であります。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可と判断しましたので、報告いたします。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。

海老原康廣委員	13番、海老原です。番号1番をご説明いたします。 現地調査員の皆様、どうもご苦労さまでした。申請地は、地図7ページの右側に位置します。県道18号線を右に向かって、 交差点を右に約500メートルくらいのところに北関東道高架橋を超えて、左に50メートルくらいのところに位置します。元は陸田で、芋畑になっております、今は。高低差解消のため、土を入れたいとのことです。土は、 発注の第2変電所引き出し管工事から発生する土砂を使用するとのことでございます。何ら問題のない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。
	これより採決いたします。
	番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。
	(議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)
	に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第8号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において意見を求められてございます。申請人につきましては5名、筆数は10筆で、合計面積は2万2,772平方メートルとなっています。意見書の内容につき

		ましては、記載どおりとなっております。令和7年5月23日，鉾田市農業委員会会長，飯岡政一。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (議案第9号 最適化活動の実施状況及び点検・評価について)
議	長	議案第9号 「最適化活動の実施状況及び点検・評価について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事務局		それでは、議案のほうは、資料の1というものでまとめたものがございます。そちらのほうを御覧ください。こちらの「最適化活動の実施及び点検・評価について」のほうをご説明いたします。農業委員並びに推進委員から毎月提出していただいております活動日誌から該当する項目のほうを拾い上げて、毎年委員の活動を総会で点検・評価を行うこととなっております。この評価の結果については、茨城県農業会議へ報告をすることとなっております。つきましては、令和6年度の委員活動を確認していただき、点検及び評価をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 以上でございます。

議 長	ここで暫時休憩のほうをいたします。 休憩 午後3時35分 再開 午後3時37分
議 長	それでは、休憩前に引き続き審議に入ります。 これより質疑に入ります。質疑を許します。 どうでしょうかね、これ。この評価の状況について、事務局にお任せするということによろしいでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長	それでは、事務局に任せるということで質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 議案第9号 「最適化活動の実施状況及び点検・評価について」 は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の届出がございました。1筆で合計面積は1万111平方メートル。合意解約となっています。 以上でございます。

	(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	5件の届出がございました。17筆で面積につきましては合計で3万3,420平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
	(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の届出がございました。1筆で地目、畑、面積1万5,670平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和7年4月21日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。
	(報告第4号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について)

議 長	続きまして、報告第4号 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の許可処分を行っております。番号1番、公売落札によるものになっております。 以上でございます。 (報告第5号 農地法制限除外の届出について)
議 長	続きまして、報告第5号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	2件の届出がございました。番号1番、届出地、[REDACTED]の一部、地目、畑、面積22平方メートル。同じく[REDACTED]の一部、地目、畑、面積136平方メートル。計2筆、158平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設は農業用コンテナ、農業用倉庫、農業用物置となっております。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。 続きまして、番号2番、届出地、[REDACTED]の一部、地目、畑、面積195平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設は堆肥盤施設となっております。 以上でございます。
議 長	以上で、議案の審議及び報告のほうを終わります。
議 長	続きまして、その他で何かありましたらお願いします。 事務局。
事 務 局	その他、事務局のほうからご説明させていただきます。 本日、お手元にお配りしておりますカラーの資料で、農業委員、農地利用最適化推進委員として注意すべきことということで、A4のカラーの紙をお配りしております。こちら御覧いただきたいと思います。

議 長 事 務 局	います。こちらに農業委員として注意すべきこと、農地利用最適化推進委員として注意すべきことで、幾つか注意事項の記載がございますが、その中で特に農業委員として注意すべきことというところの上から3つ目の丸、秘密保持義務というところを御覧いただきたいと思うのですが、こちらに総会などの会議であったりとか、現場活動などを通じて知り得た秘密を漏らさないようお願いいたします。例えば被申請人の家族構成であったりとか、経営の実態、資産状況など、その他いろいろとあるかと思いますが、こちら既に茨城県のほうからも注意喚起として周知するよう連絡が来ておりましたので、改めまして秘密保持の徹底についてご留意いただければと思います。 以上です。 そのほか事務局どうですか。 すみません。皆さんのお手元のほうに緑の封筒のほうがございます。大きい封筒ですね。こちらが、中のほうを見ていただきますと、「令和8年度国・県・市町村農業施策に対する要望」の提出についてをご説明させていただきます。お手元の緑色の封筒のほうを御覧いただければと思います。 この件に関しましては、茨城県農業会議から「令和8年度国・県・市町村農業施策に関する要望」の取りまとめについて依頼がございました。つきましては、意見・要望する事項に関しまして、資料のほうの2ページですか、そちらのほうを見ていただくと検討の項目の例がございます。そのあとは、3枚目から後になるのですけれども、昨年度の提出したものがございます。まず最初が茨城県です。農業会議のほうに提出したものと、最後の2枚ですね、最後の2枚が鉾田市に対して提出したものがございます。こちらのほうを参考として、意見・要望、そちらのほうを提出していただきたいと思います。 また、毎回これもお願いなのですが、毎回提出する件数が少ないので、皆さん全員に出していただければと思っております。 また、提出いただいた後なのですけれども、意見・要望につきましては、検討、集約の後、6月末をめどに茨城県農業会議への報告、また市に対しても要望のほうを行おうと考えておりますので、大変お忙しいところ恐縮ですが、6月10日までに事務局のほうへご報告いただければと思います。よろしくお願いします。 あと、続きまして、小さな封筒があった方が五、六名ほどあると思うのですが、こちらにつきましては全国農業新聞の現金徴収のほうがございますので、こちらは来月の総会までに徴収のほうをお願いいたします。
-------------------------	---

	続きまして、皆様のお手元のほうに先月の農業委員会初顔合わせ及び会長、会長代理の就任の祝賀会のほうの収支結果の報告書がございますので、こちらのほうは後で御覧いただければと思います。 続きまして、地域計画のアンケートにご協力くださいというのがございます。こちらQRコードを、アンケートの回答方法のところに下のほうにあると思うのですが、スマホのほうでQRコードを読み取ってもらって、アンケートのほうに答えていくような形になるのですが、総会の終了後読み取ってもらって、アンケートを提出いただければと思います。 すみません。あと一番最後になりますけれども、皆様のお手元にはちょっとないのですが、新任農業委員さんと新任の推進委員さんの研修会というのが茨城県の農業会のほうで主催されています。これは追って通知のほうは差し上げたいと思うのですが、日時のほうが7月18日金曜日にございます。場所のほうが、小美玉市の小川文化センターのほうでございます。こちらのほう、本日バスのほうの手配がまずできましたので、バスの乗車ならバスに農業委員さんと推進委員さんのほうに通知のほうで確認をしたいと思っておりますので、こちらのほう追って通知いたしますので、よろしくお願いします。 あと、すみません。一番最初に欠席者の理由というか、そちらのほうを言うべきだったのをちょっと遅れてしまって申し訳ないのですが、本日村上委員のほうが目のほうの手術で本日来られないということで欠席届がございましたので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
議長	今事務局の説明がありました。 そのほかに何かありましたらお願いします。どうでしょうか。
関根薫委員	8番、関根です。鉾田市内ばかりではなくて、ほかの市町村でもそうなのですが、最近ゲリラ豪雨とか、そういう突発的な雨対策として、鉾田市の場合は多分農地にビニールハウスも多いです。隣に隣接している畑もそうで、サツマイモを作ったりいろいろありますけれども、雨水対策として皆さんから何かよい知恵があったらいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。
山口正重委員	23番、山口です。雨水というか、雨の雨水対策ということで、農業委員をやる前からちょっと言っているのですが、うちの近所でハウスの水をパイプを出して遊歩道、前が通学路でそこを子供が通ったのだけでも、今は子供が通っていない。バス通学になったので、雨が降るとゲリラ豪雨でなくてもあそこに水が集まっ

て、パイプが何本も出ていて、そこに水を流して泥も一緒に流れてきて、散々に注意して言って、農業委員になったときも、ちょっとこれはまずいかなと。やってくれと言っても、頑としてもう動かないのはその農家であって、自分もそういうあれがあって、隣近所で最初は畑があって、昔40年前始まった頃には隣同士で境界線のところに6尺道というの、道を使わなくても6尺道があって、何のために道もあるのかなと思って、昔から造ってあったのかなと思って、仕方なしにそこを通らず自分の専用の道を造ったのですけれども、隣の人から何かクレームがついて、俺道使わなければ、整備してあるここまで機械うなって、俺道使わないからって始まって、物を作り始まったのですけれども、ところが隣の畑の水がうちのハウスの中にどんどん入るようになって、前にいろいろトラブったので、これはしょうがないというので、自分でユンボで掘って、そのハウスの水を、ちょうど下に土地改良区の川が流れているので、そこに流れるように、自分の水ではないよ、雨水を流れるように造ったのですけれども、今度土地改良区のほうから勝手に流している、水を。お金を払って。80ミリのヒューム管があるから、これ前に会議に呼ばれて、お金払って始まって、そのときに反発したのだけれども、これは俺の水ではなくて雨水の水で、大雨が降ったときに、このやつを自分で掘ったところが隣の畑とか道路とかを伝わって流れていると、何でそれにお金払うのと。いや、決まりだからという経緯があって、どうしようもないから今度は自分で穴掘って、直接ヒューム管を出さないで、手前でおっかいて、土手を滑るようにして今流している状態で。

雨水というのは、確かに今ゲリラ豪雨と言ったけれども、ちょっとした水でも水の流れる道ができると、ハウスでなくても平畑でも水が流れるようになると、自分の敷地内とかそういうのにどんどん、どんどん水が入ってきて、もう何回も作物駄目にした経過があって、また隣の人ともめるのはしょうがないから、嫌だから、自分の的確に両サイドのあれを、溝を掘って下まで流すと、今度は土地改良区に怒られるので、手前に穴掘って浸透式を造ったのですけれども、やはり昔の人の知恵ではないけれども、境界線には必ず6尺道というのがあるのがあって、それを水が流れるようになっていたり、道路になっていたりしたのがあるのかなと今思うのですけれども、今機械がよくなって道造らなくても四駆の軽トラでブーっとね、四駆の2トン車で畑の中走れるので、畑の中に入る道というのは要らなくなったし、機械も性能がよくなって、境界線ぎりぎりまでうなえるようになったので、それはお互いに昔に戻って話し合っ、めめないように造るしかないのかなと。

どうしても話がまとまらないときは、被害を受けているほうが仕方がなしに自分で工夫してしなくてはならないのかな。だから、地

議 長 山口正重委員	権者同士でよく話し合わない。ただ、話をするときには必ずもめます。うちも何十回ともめたので、仕方なしに自分でお金を出してU字溝を造って、今流している状況です。下まで流すと、今度土地改良区に怒られて、手前で止めて、ですよね。下の川に流すとお金頂戴と言われるから、莫大な金額になるので、流さないようにしています。 本当にこの雨水というのは、前は大事なことなかったのだけれども、今はゲリラ豪雨で、すごい水が流れる。昨年あたりは、うちの畑40アール、10トン車のダンプにして10台ぐらいの土が流されました。それをお金をかけて、40万かけて整地し直したのですが、隣の人がそれを黙って見ていて、ええ、何作るの、ここ、ハウスでも作るのって。もともとハウスがあったではないと思って。ただそれだけで終わって、腹を立ててもしょうがないので、自分でやったのが現状です。 これを何とかうまく具合にそういう規約というか、チラシでも配ってもらえればいいのか。お金がある人は自分でやってしまうのだけれども、結構作物まで駄目になると、むかつくというか、いらっとしますよね。 以上です。 やっぱり川へ水を流して、流したら土地改良区から金を払えと言われるけれども、その改良区に対して、改良区が管理しているから、多分払えと言うのだけれども、雨水に対してふだん畑を使っている水を、余っているからそこへ流すのならば、これは金払うほかないけれども、雨水に対しては、これを改良区のほうで払えというのはちょっとどうかと思うよね。話合いで、自然の雨だからね。それを、やっぱりそれするには、水はだって高いほうから低いほうへ流れるのは常だもの、ほかへは流れるわけなかつたよ、そういう。だから、それを金払えというのもちょっとないかなと。 これやはり隣の畑、ハウスなんかというのは隣のハウスの間が、やっぱりこれがそんなに取っていないから、どうしてもそこが本当ならば水がたまるとなると何を作るのでしょうか、やっぱりぎりぎりまで作物を作りたいから、ハウスを建てたいから、そういう穴を掘ってきちんとするということ、なかなかそれもいらないから、そういうところはやはりこれからはもう少しハウスを建てるに当たって、そういう組合か何かの集まりか何かのときにそういう話合いをしようかなと思うが。これ多分今言ったとおりに、隣の人のけんかをしていたら収拾がつかないものな。 収拾つきません。
--------------------------	--

議 長	本当にこれ問題だと思います。これから、それで今言ったとおりに想像できないような雨が降るような気候になってきているから、そういうこともこれからはなおさら出てくると思いますよ。メロンなんかは特にでしょう、あれ。すぐに流せる水ではなくて、災害のところに、メロンを作るところに雨水が入ってしまったら1日で駄目になってしまうのでしょうか。だから、そういったやつは今度水が出たやつを、隣の水が来たからって弁償してくれや、メロンこれだけの損害だなんて言ったって、何言っているんだ、これは水は俺が流したわけではない。雨が、天気に文句言えと言われたらば、やっぱりけんかのもとだから、そういうところもこれ市のほうでうまく、そういう何か考えるようなこともこれからは必要ではないかなと思うのだよな。農業委員会ばかりでなく。
山口正重委員	ハウスだけではなくて芋マルチ、サツマイモがいっぱいあって、芋マルチが300メートルもあって、ずっとそれがうちのハウスのほうに向いていると。1回は3年前に、大雨の日はまくら作っているときは決壊して、全部水ではなくて土砂ごと全部。その土砂が、うちのU字溝と道路を造ったところが全部押し流されて、やっぱりそこも40万くらいかかりました、自分で。だから、ハウスだけではなくて、そういう芋をやっているマルチなんかも、ちょっとやっぱり全体的に物を考えていかないと、ちょっとまずいのかな。
議 長	これはやっぱり今言ったとおりに生産者同士で話し合う。農業委員とかではなく、JAがあるのだから、やっぱりJAでもそういったことをこれからは議題として取り上げていただいて、やっぱりある程度そういうハウスなんかのところに雨水がたまるところを造らなくてはだめだという、そういう要件が必要かなと思っています。 ただ、私の経験で言いますけれども、 のところの で畑を大規模にやって、ハウスをやったけれども、やはりあそこも水がたまって非常に今までは道路まで2日か3日は水が引かなかったのですけれども、やっぱり で深く掘りましたよ、あそこね、農園が。だから、ああいったことはやっぱりこれからも必要になってくるのではないかなと思っておりますよね。でなければ処分しようもないものな、雨水だから。どのくらい降るか分からないし、昔はそういうビニールハウスだとか芋を作るマルチだとか、そういうやつならいいけれども、ある程度浸透していたわけだから、畑のところにですよ。だけれども、これからはそういうビニールハウスなんか、まとまって水がどこか集まって流れるわけだから、これ非常に困るよね。田んぼみたいなのところならば、排水はちゃんとなっているからいいけれども、畑は本当に水はハウスの中では必要

関根薫委員	ないものね。井戸を掘っているから。 だから、そういったことはやっぱり農協だとかいろいろな生産組合で、ある程度の話をしてもらうようなことしかないものな。これ農業委員会だけで話ししても、ちょっと、だから皆さんでそういう組合だとか、そういう話合いでそういう議論をやっていただいて、話を煮詰めてもらうような形のほうがいいかなと考えます。 はい、どうぞ。 私、ハウスもちろん当然もうけてもらうのですけれども、平場作りの人にも当然もうけてもらわなくてはならないのです。結局両方ウィン・ウィンの関係の代替案を自分は考えてみたのですけれども、やっぱり境界線上に、例えば1メートルなら1メートルでバックフォーで掘るのが一番望ましいのですよね。境界線は、正直言って広いところは、見ましたけれども、1メートルもないようなところで水が全部隣の畑に行くのだけれども、それを改善するのには両方やっぱり話合いして、境界線上に溝を掘る手だてしかないのですよね。では話に応じてくれるのかというのは、それはちょっと難しい部分はあるのだが、私の考えとしては入梅時期とかゲリラ豪雨がたびたび発生していたのだから、銚田市として多分できることは、回覧とか何かで雨対策をしっかりと施すように周知してもらえれば、おのずと隣同士気をつけてやると思うのですよ。 結局これ片方喜んで片方涙流しているのかというふうに問題になったときに、私が世話になっている■■■■の弁護士事務所の先生にいつも連絡したり何かしているのですけれども、答えを教えるからということと言われたのです。そうすると、民法の219条から220条に書いてあるのですけれども、さっき会長がおっしゃったように、天から降ってくる雨というのはせき止めてはならないというのは民放の214条には記載されているのです。ところが、その下に行くと、では隣の人に実害が発生した場合には工作物、工作物というのは、先生何なのと言ったら、建物とか、お宅らハウスあるでしょうと。そういうのも計算すると、比率は大体決まると。だけれども、私らが出番がないように努力してくださいということは言われました。これは法律に明記になっているのです。損害賠償が確かに発生した場合には、それに応じなくてはならない。 だから、これは多分ハウスでも隣畑の人が、山口君の場合はこれ現況見ましたけれども、山口さんのハウスは低いのですよ。隣の平畑は高いのですよ。そうすると、水がががが、ががが上から流れてくる。結局山口さんも困り果てて、自らそういう費用を捻出してやったけれども、ただ隣同士で仲よくしてもらうのには、やる工事費用は今のご時世そんなにかからないと思いますけれども、折半ないし四分六分ということは、法律家の先生は私に言いました。だ
--------------	---

事務局	から、行政側は回覧で周知してもらったほうがよいのかなと。 法律のことを全市民に私は言うつもりはないですけれども、ただ行政側もそういうふうに注意喚起程度だったら害はないのかなと思いますけれども、どうでしょうか。 こちらの事務局からとしては、そういった様々な問題が各地区であると思うのですけれども、常にできるというわけではないですけれども、市に対しての要望というのを、今回要望とか意見の調整というのはあるので、そちらのほうを通して公式に、去年もやりましたけれども、市長のほうに要望という活動のほうも行っているのです、そういった方法が一番よろしいのかなと思ってはいるのですけれども、ただ市のほうに、農業振興課にそういうふうにやってくれと言っても簡単にできるものではないのかなと思っておりますので、そういった部分で農業委員会からの意見として出せばいいのかなと思っております。どうでしょうか。
関根薫委員	ただ、訴えられたときには完全に負ける。結局一生の内一つ、農業改良普及センターでは作物が駄目になりましたと、普及所の先生方は、ただ水の影響だろうという言葉しか言わないから。それ書面にして立証できるのかといったら、そうではないだろうと。それ先生、どこにするのだと言ったら、日本理化学研究所というところは何でもやるのです。それは、ただ有料だと。下荒地でも、現在法務省の仕事も大規模な農家をやっていて、法務省の仕事もしていますけれども、やっぱり話ししてもなかなか理解を得られない部分があるのだと思うのです。そうすると、最後に行くところまで行ってしまふので、それはやめてもらって、とにかくよく話して、お互い利益を出してもらうように働いたらどうなのかなということはいいました。そういうことです。
議長	今言うように、お互いによく話し合ってくれと言ったって、被害を受けている人と被害を出している人とは話したって平行線だから、間にやっぱり誰かが入ってやる。そういうときには、頼まれた人も嫌だよと、そういうところでは。だけれども、やっぱりその被害を受けた人と被害を出した人の考え方はもう違うわけだから、痛みが。だから、余計今度2人で話し合ったらば、うまく話し合ってくれというのは分かったのだけれども、もう片方は面白くないと思う。もう何かきっかけがあれば爆発寸前だっぺよ。面白くないだろう、今言ったとおりに40万もかけて何遍もやっていて。
関根薫委員	その弁護士の言うのには、まず行政に相談してくださいと、そういう状況。役所内でも、結局それ取り扱うのは、窓口は多分環境課

議 長	か公害対策課になるよね、多分。扱いはそうだと思う。
関根薫委員	あれ以外にも危機管理課というのもあるだろう。
議 長	そういう場所で相談を受ける場合には、そういうふうに対処してやったらいいのではないかなと。ただ、そうならないように、皆さん、両隣仲よくやってくださいということが自分の言いたいことですから。 全くそのとおりですよ。仲よくやるのが一番いいのだけれども、そうはいったって真ん中に通して穴を掘って、ある程度排水をよくやるのは、これはお互いにけんかも何も起きないで最善な方向なのだけれども、やはり今言ったとおりに話が通じない場合もあるから、そういうときにどうしたらいいかということを、こっちのほうの問題になるよね。それが、だって話が簡単に通じれば、別にそんな問題は起きなくて済むんだもの。 それと、皆さんこういうふうに、これ4月からスタートしましたけれども、各3人ずつ現地調査やっていると、やっぱりそういったことの問題と、あと今言ったとおりに使い終わったビニールが、3年、5年前のビニールならいいけれども、10年も放置されているようなビニールがどこかにあります。そういった場合も、やっぱり今言ったとおりに雨に流れて自然と川に流れて海に流れてマイクロプラスチックになってしまうから、あれもある程度、幾ら農業生産高日本一、日本一と威張っていても、ああいうようなことをやって現地で畑にビニールが粉々に、もう10年もたったらばらばらでしょうよ。それが畑に混じってしまっただけだったり、雨が降ったら畑に混じってしまうから、そうした場合に細かく言えば、ああいうところも皆さん現地で調査したときに、農業委員会には関係ないかもしれないのだけれども、やっぱり市の農業の発展のためにはそういうことも必要ではないかなと考えて、俺は常々そういうのを見ているけれども、やっぱりそういうことも必要だなと思っています。話のついでだから言いましたけれども。
関根薫委員	やっぱり歩いていると相談を受けるのですよね。そういう困り事に対して知らんぷりもできないのも現状。結局農業委員は一体何やっているのだというふうに中身叱られて、頭ごなしに言われてしまう部分もあるし、そうなるとうっかり困ってればその人を助けてやらなくてはいけないということがあるのですよね。
議 長	そういうことをこれからも、何かあったらそういう形で一応農業委員会として議論していただくことによって、その話をやっぱり

	市の行政のほうに少し骨を折っていただいて、少しでもよくなるような、やっぱり農業生産高を上げるにもそういうことも必要ではないかなと思っておりますので、これからもひとつ何かありましたらそういう議論のほうをお願いしたいと思います。
関根薫委員	もう一つあるけれども、前回それを、山口さんのほうの土地かな、 ■■■■、ああ、■■■■だっけ、結局地主さんは山林をその方に売却した際に、水田もついでにあげますというふうに言っただけなのですね。その許可が多分どういう理由で出なかったか分からないですけれども、ただ土地を提供しますという人にしてみれば、農業委員会が目の敵にされたのは当然ですね。山口さんは指摘されたらしいから、農業委員会何やっているのだと。中身もよく把握していなくて、私らもそういうふうに言われれば同類に見られたと。役所のほうで、その土地を提供する。何で駄目なのかという、その理由を、なるべく言葉ではなくて書面とか何かで、それは司法書士が一枚かんでやったりはしているでしょうけれども、どういうことで農地を買うことはできませんとかいうふうに明白にしてもらったほうがいいのか。何となく農業委員会も悪いこと、止めているようなことを言われたので、その辺ちょっと事務局のほうでどう考えているのか説明してください。
山口正重委員	先月の案件で■■■■の田んぼかな、当事者がいなかった。本人がどう……
議長	これこの間、全国農業会議所の専務理事の■■■■さんという方とちょっと話したんですよ、この前■■■■でやったときに。やっぱり全国農業会議所の■■■■さんというのは、逆に農業委員会の総まとめで農水省に折衝して、直接折衝して農水省に対して議論してくれる方なので、やっぱりその人が言うのにも、何で日本は自分がお金を持っていたって■■■■では、その■■■■の土地は買うことができないのに、何で■■■■が日本の土地を買うことができるのだと。農水省も、もう少しそういうのを検討してくれなければ、これ■■■■に農地をこれからは占められてしまう。そういうふうに日本に来て農地を買って、最終的には■■■■の土地になってしまうということを言っていました。そういう記事が既に載っている。農水省にも今、話はしているらしいです。そういったことで。 だから、やっぱりそれは国対国のことだから、我々農業委員会ではなくて上が、役所が動いてくれなければ駄目なわけ。我々日本人が、お金がある人が、例えばの話、インドネシアでも韓国でも土地が買えるならば、そのところは買ってもいいということだ。それを、片方は買えないのに、何で■■■■がばんばん、ばんばん買ってしま

	うのだということ、それは指摘していることだということと言った。それを、だからどんどん、どんどん農水省とやり合って、新しい法律つくってもらわないと駄目だと。今のままでは、何枚かずつそういう土地になってしまうと俺は言った。そういうことです。だから、それと多分関連していると思う。だって、もらえないのだから、駄目だぞ。
関根薫委員	その真相が地主さんは分からないと。分からないから、山口君に物すごく抗議したらしいから。
議長	そういうことで、これからも皆さんでそういう議論をしていただきたいと思います。
	あと、そのほか、取りあえずいつまでもこれ何だから、これ会議中だから、ではちょっと今事務局のほうから。
事務局	では、今関根委員さんからご質問あった件に関して、先月の議案第1号、3条の案件で取下げになった案件のことだと思うのです。これは、譲受人、■■■■■、譲渡人が■■■■■さんの案件のことかなと思います。これ取り下げた理由というのが、令和7年の2月に■■■■■さんが別の場所を農地転用で農業用の駐車場と農業用の倉庫ということで許可を取った案件がありまして、許可後にこの事業を開始していいわけなのですけれども、工事始まって現場を確認させていただいたところ、たまたまちょっと農地パトロールで確認したところ、転用の許可目的以外のものが建っていたということが発覚しました。そういった中で、これ申請したのが、さっき関根委員さんがおっしゃったように、行政書士の方が代理人として申請受けていただいて、私たちはこの申請に関しては代理人の方と書類のやり取りをしていたので、この代理人の方を通して、まずお話しさせていただきまして、目的外のものが建っているということで、代理人の方にも、行政書士さんも■■■■■さんのほうにその旨話をして、事務所というのは分かったのですけれども、事務所を建てる場合は農業倉庫で、農業用の施設であれば、まずこれ農振地域に入っているの、軽微な変更というのを用途変更ということで、畑として利用するものを農業用施設として利用してもいいよということでの用途変更をかけたのですが、事務所はそれが認められないので、まず農振の除外をしてというところの指導をさせていただいたところです。それは■■■■■さんのほうにも連絡は行っていて、今その事務所も建てている最中なのですけれども、その事業をストップする指導をさせてもらっています。 そんな中、4月に農地法3条の■■■■■さんとの案件があったということで、こういうちょっと違反という言い方してしまうとあれ

	なのですけれども、転用目的以外のものの施設が建っている中で、ほかの■■■■さんが農地を規模拡大で取得することというのが許可できるのかどうかということになりました。これは別に土地所有者の■■■■さんが悪いわけではなくて、買う側の■■■■さんのほうで農地を買う資格があるかどうかというのを判断するに当たって、これは茨城県の機関にも確認を取ったのですけれども、やはりちょっと転用目的以外のものをしているような状況で、農地所有適格法人として認められるという業者になるのですけれども、こういう違反をしている法人が農地を所有する適格性があるかどうかといったときに、これはあるとは言えないみたいな状況だと。まず、そっちの転用のほうの申請のほうを整理しっかりした上で、今後の規模拡大する農地とか、そういったものを取得するようにしろということでの茨城県農業会議のほうから指導がございましたので、その旨を代理人さんのほうにお話ししています。 そうしたところ、代理人さんも土地所有者の■■■■さんと■■■■さんのほうにその旨をお話をして、それで今回4月の総会のところで取下げたという経緯がございます。
山口正重委員	分かりました。
関根薫委員	よろしいですか、最後に。7月の25日定例会議が終わった後、納涼会。今回旭地区さんでどうですかという話もあったので、最初私■■■■を確認したところ、■■■■はやっぱり4月の1日……
議 長	総会終わってからにしましょう。
事 務 局	はい、すみません。
議 長	一応総会中なので、総会が終わってからその話はちょっと。今事務局から、■■■■の件がありました。私もあそこに行ったときに、今事務局の説明のとおり、何だこれはというわけだ。周りに塀を造ったということで、解体屋のヤードみたくなくなってしまっているではないかと言った。それと、あと書類見たのか。何で■■■■が申請したときの住所が、まだ住所が変えてある、今の住所が。何で途中で住所が変わってしまうのか。
山口正重委員	最初は■■■■です。
議 長	なあ、住所が2つある。だから、それもおかしいだろうと。まだ申請を出して許可が下りないのに、そうやってころころ、ころころ

	やったらば、誰が見たって怪しいと思うべと。俺は、一応事務局に指摘した。そういった経過があるから、皆さんでやっぱりそういう駄目なものはどこまでも駄目なように、県の農業会議所なり国のほうなり、いろいろ皆さん事務局には骨折っていただいて、やはり鉾田ではそういうことは非常に厳しいからということも、そういう業者に周知してもらうのもいいかなと思っております。今後とも事務局、そういう形で目を光らせて、また県とのパイプを生かしながらやっていただければいいと思っております。 それで、そのほかのことに関して何かありますか。
関根薫委員	さっきの、すみません。よろしいですか。
議長	閉めますから。
	では、議事日程を全て終了いたします。 何もありませんね、その他。
	(発言なし)
議長	慎重審議ありがとうございました。
	以上をもちまして、鉾田市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。 午後4時28分 閉 会 署 名 人 議長(会長) _____ 7 番 委 員 _____ 8 番 委 員 _____

